

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	児童手当の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

七ヶ浜町は、児童手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

児童手当の支給に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。また、内部による不正利用防止のため、ユーザIDやパスワードにより操作者と操作する権限を限定、追跡調査のためにコンピュータの使用記録を保存、照会条件を限定する等の対策を講じている。

評価実施機関名

宮城県 七ヶ浜町長

公表日

令和7年3月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当の支給に関する事務
②事務の概要	児童手当法等の規定に則り 対象者の資格管理、現況受付、支払管理、統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①児童手当の対象者の資格の確認 ②現況受付の確認 ③支払管理の確認 ④統計処理の確認
③システムの名称	児童手当システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当受給者ファイル 児童手当児童ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、番号法別表の第81項 並びに番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第44条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	※番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令における情報提供の根拠 番号法第19条8号、番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の第42の項、第125の項、第161の項 ※番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令における情報照会の根拠 番号法第19条8号、番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の第106の項、第107の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども未来課 児童福祉係
②所属長の役職名	子ども未来課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 宮城県宮城郡七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺5-1 022-357-7436
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	子ども未来課 児童福祉係 宮城県宮城郡七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺5-1 022-357-7454
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報情報の使用

目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

☐委託しない

委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
---------------------------	-----------	---

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）

[○]提供・移転しない

不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------------	-----	---

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

☐ 接続しない(入手)

☐ 接続しない(提供)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	-----------	---

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、児童手当の支給に関する事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[○] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分に行っている

3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

〔 8）特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策

＜選択肢＞

1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策

2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策

3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策

4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策

5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策

7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策

8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策

9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[十分である]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分である

3) 課題が残されている

判断の根拠

セツレ町個人情報の保護に関する法律施行条例、セツレ町情報セキュリティポリシー等及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万が一発生した場合に備え、バックアップを保管している。また、下記を徹底する運用としている。

- ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管する。
- ・USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行う。
- ・不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記載された書類等が混入していないか、複数人による確認を行ったことを確認する。

これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年12月27日	情報連携 法令上の根拠	※別表第二における情報提供の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第26、30、8	※別表第二における情報提供の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第26、30、8	事後	
令和1年12月27日	I－5. 評価実施機関における担当部署	課長 遠藤 裕一	地域福祉課長	事後	H30.5 新様式変更
令和3年2月15日	I－5. 評価実施機関における担当部署	地域福祉課 社会福祉係	子ども未来課 児童福祉係	事後	
令和3年2月15日	I－5. 評価実施機関における担当部署	地域福祉課長	子ども未来課長	事後	
令和3年2月15日	I－8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	地域福祉課 社会福祉係 宮城県宮城郡七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺5-1 022-357-7449	子ども未来課 児童福祉係 宮城県宮城郡七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺5-1 022-357-7454	事後	
令和4年3月7日	I－4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	※別表第二における情報提供の根拠 番号法第19条7号	※別表第二における情報提供の根拠 番号法第19条8号	事後	文言の整理
令和7年3月24日	I－3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項、別表第一の第56項 並びに内閣府・総務省令第44条	番号法第9条第1項、番号法別表の第81項 並びに番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第44条		番号法の改正に伴う修正
令和7年3月24日	I－4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	※別表第二における情報提供の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第26、30、87項 並びに内閣府・総務省令第19条、第44条・別表第二の第30項に係る主務省令は未公布 ※別表第二における情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第74、75項 並びに内閣府・総務省令第40条、第40条の2	※番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令における情報提供の根拠 番号法第19条8号、番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の第42項(第44条)、第125項(第127条)、第161項(第163条) ※番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令における情報照会の根拠 番号法第19条8号、番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の第106項(第108条)、第107項(第109条)		番号法の改正に伴う修正
令和7年3月24日	II－1. 対象人数	令和5年3月1日時点	令和7年3月1日時点		時点の更新
令和7年3月24日	II－2. 取扱者数	令和5年3月1日時点	令和7年3月1日時点		時点の更新
令和7年3月24日	IV－8. 人手を介在させる作業	—	※評価書に記載のとおり		新様式への変更に伴う追加
令和7年3月24日	IV－11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	※評価書に記載のとおり		新様式への変更に伴う追加